

勅定氏上

施藥院崇親院等、別當勾當等事、仰別當辨、
興福寺法性寺龍蓋寺等、別當供僧三綱等、

〔日本書紀天武二十九〕十年九月甲辰、詔曰、凡諸氏有フカ氏上未定者、各定氏上、而申送于理官、ヲサスルツカサ

〔日本書紀天武二十九〕十一年十二月壬戌、詔曰、諸氏人等、各定可氏上者、而申送、亦其眷族多在者、則分各

定氏上、並申送於官司、然後斟酌其狀、而處分之、因承官判、唯因少故、而非己族者、輒莫附、

〔標註職原抄別記下〕其眷族多在者、則分各定氏上とは、喪葬令に別祖氏宗といふ事ありて、義解に別祖者、別族之始祖也、氏宗者、氏中之宗長也と見ゆ、これを漢土に擬ていへば、氏宗は大宗の如く、別族は小宗の如く、皆一家よりわかれて數族となれるなり、さる氏々には、その一族々々の内にて、氏上を定めよといふ事なり、因承官制云々とあるは、氏上を官判にて定る事にはあらず、こは族多かる者は、一族々々にて氏上を定め、此を理官に申せば、理官に於て此一族には氏上あるべし、此一族にはなくても事缺まじければ、彼氏上に攝しめて、こなたをば氏上を除くべしなど斷りて、さて奏を経て勅を聞て定むるなり、

〔令義解四〕凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承、若无嫡子、及有罪疾者、立嫡孫、中其氏宗者聽勅、

〔令義解二〕凡應分者、家人奴婢氏賤、不在此限、田宅資財、其功田功封、唯入男女、謂不依財物之法、男女嫡庶並皆均分也、

總計作法、略、下

〔令集解十〕釋云、其氏賤者、不入財物之例、氏家人奴婢者、轉入氏宗之家耳、或云、繼嗣令云、氏宗聽勅、假令諸氏氏別、以其中長者、勅定爲氏宗、故此氏賤不入均分之限、則充氏宗之家、假如甲元爲宗、丁子後爲宗者、甲子不可得之、丁子爲宗之故、舉一反三、從之可知、在釋背、

〔日本書紀天武二十九〕五年六月、物部雄君連、忽發病而卒、天皇聞之大驚、其壬申年、從車駕入東國、以有大功、降恩賜、內大紫位、因賜氏上、